

2019 年第 141 號法律公告

**《2019 年商船 (本地船隻) (一般) (修訂) (第 2 號)
規例》**

(由運輸及房屋局局長根據《商船 (本地船隻) 條例》(第 548 章)
第 89 條訂立)

1. 生效日期

本規例自 2020 年 4 月 1 日起實施。

2. 修訂《商船 (本地船隻) (一般) 規例》

《商船 (本地船隻) (一般) 規例》(第 548 章, 附屬法例 F) 現予修訂, 修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 9 條 (船隻的航速)

(1) 第 9 條——

廢除第 (3) 款

代以

“(3) 在以下指明的時段內, 本地船隻在航於下述限制區時, 不得以超過 5 節的航速航行——

(a) 如屬《管制規例》附表 18 第 1 及 2 ((c) 段除外) 項指明的限制區——以下日子的上午 8 時至午夜 12 時的時段——

(i) 任何星期六或公眾假日; 及

(ii) 7 月 1 日至 9 月 15 日 (該兩日亦包括在內) 任何一日;

- (b) 如屬《管制規例》附表 18 第 2(c) 項指明的限制區——上午 8 時至午夜 12 時的時段；及
 - (c) 如屬《管制規例》附表 18 第 3、4、5 及 6 項指明的限制區——以下日子的上午 8 時至午夜 12 時的時段——
 - (i) 任何星期六或公眾假日；及
 - (ii) 4 月 1 日至 10 月 31 日 (該兩日亦包括在內) 任何一日。”。
- (2) 第 9(6) 條——
- 廢除
- “第 1 級”
- 代以
- “第 3 級”。

運輸及房屋局局長
陳帆

2019 年 10 月 12 日

註釋

本規例修訂《商船 (本地船隻) (一般) 規例》(第 548 章，附屬法例 F)，以實施下列關於在香港水域內的限制區的優化措施——

- (a) 延長就於 13 個現有限制區內往來航行的本地船隻的航速限制期；
- (b) 加重違反有關規例的刑罰。